

研究タイトル： 国際私法における公序概念



氏名：	佐々木 彩 / Sai SASAKI	E-mail：	saisasa@tomakomai-ct.ac.jp
-----	--------------------	---------	----------------------------

職名：	准教授	学位：	修士(法学)
-----	-----	-----	--------

所属学会・協会：	国際私法学会，憲法学会，アジア法学会
----------	--------------------

キーワード：	国際私法，準拠法，涉外的私法関係，公序概念，法の適用に関する通則法
--------	-----------------------------------

技術相談 提供可能技術：	国際私法（家族法・財産法），法学一般，法学検定に関する内容
-----------------	-------------------------------

研究内容：

1. 「国際私法における公序概念」

ひとつの事案について涉外的要素が絡むとき，どこの国の法律を適用するか（どこの国の法律に準拠すべきか）を決める必要があります（**準拠法選択の問題**），それを決定するのが，**国際私法**という法分野です。わが国の国際私法規定（主として「**法の適用に関する通則法**」）により準拠法として外国法を指定し適用した場合，その外国法を適用した結果がわが国の法秩序（**公序**）に反する場合には，当該外国法の適用を排除することができます（**国際私法における公序の問題**）。公序則を発動する基準である**公序概念**について，果たして，各国に共通する法秩序（公序概念）は存在するのか，比較法的研究を行っています。

2. 「アジア国際家族法における法秩序」

公序概念に関する研究の中，最近，わが国と同じアジア圏にありながらも文化的・宗教的背景が異なる東南アジア諸国の国際家族法に関心を持っています。その中でも，世界最大のムスリム人口を抱えるインドネシアを中心に，アジアにおけるイスラム法の内容を考慮しつつ，検討を試みています。

関連主要論文等

- ・「東南アジア家族法における法秩序—インドネシアを素材として—」現代社会研究第17号（2020）15 - 24 頁
- ・「モロッコ王国国籍法（2007年改正）の邦訳」（共訳）戸籍時報780号（2019）19 - 31 頁
- ・「婚姻の実質的成立要件の準拠法の適用」笠原俊宏編著『日本法の論点 第3巻』所収（文真堂、2013）237～243 頁
- ・「人的不統一法に属する者の本国法」笠原俊宏編著『日本法の論点 第2巻』所収（文真堂、2012）240～249 頁
- ・「国際私法における公序良俗」笠原俊宏編著『日本法の論点 第1巻』所収（文真堂、2011）257-264 頁

提供可能な設備・機器：

名称・型番(メーカー)